

財団法人山口県体育協会標章等使用取扱要領の運用について

平成22年4月1日

財団法人山口県体育協会標章等使用取扱要領の運用について、下記のとおり定める。

記

- 1 有償使用の場合の使用標章等は、「チームやまぐち」のロゴと「やまぐちくん」のマークの両方を合わせたものとする。
- 2 有償使用の対象は、山口県内に販売網を持つ企業とする。
なお、その取扱商品が食料品（農産物・水産物・畜産物）の場合、県内産を優先とする。ただし、山口県産のない商品については、この限りでない。
- 3 有償使用の場合の使用料算出基準を次のとおりとする。

算 出 基 準

分類	商品分類別基準単価	使用料
A	一般商品（小売価格） 無償配布する宣伝物（仕入れ価格）	単価×数量×1～3% ※ その都度協議する
B	缶ビール等アルコール類（小売価格－酒税）	単価×数量×1～3% ※ その都度協議する
C	パック入り牛乳・清涼飲料水・食品・食料品 （小売価格）	単価×数量×1～3% ※ その都度協議する
D	体協ホームページ等への掲載広告（製作費）	製作費×5% （ただし、最低5万円） ※ その都度協議する

※ 上記に属さない業務については、その都度協議する。

※ 無断使用の場合は、基準の5倍の額の使用料を徴収することがある。

- 4 上記1～3により難しい場合及びこの運用に定めがない事項については、その都度協議する。